

【附 録】

平成 24 年度

旧知の障害児施設 緊急実態調査報告

旧知の障害児施設
緊急実態調査報告

財団法人日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会

— も く じ —

調査経過	
はじめに	344
1. 施設の現状	345
定員数、現員数・在籍数、措置・契約等の状況	
2. 新規入所・退所の状況	349
3. 延長規定（満20歳以上）廃止に関する状況	350
4. 平成24年4月給付費等の請求の状況	355
5. 今後の障害児入所施設の方向性について	355
6. 新事業等の実施状況	357
別表 都道府県別一覧	358
おわりに	360
調査票	

○ 調査経過

調査目的 緊急調査は、児童福祉法改正施行（平成24年4月）による実態を把握することを目的に実施した。

調査基準日 平成24年4月1日（調査日 平成24年5月15日～23日）

調査方法 FAXによる送信，回収とした。

回答施設 有効回答169施設（福祉型自閉症児施設2施設含む）

対象施設232施設・回答率72.8%

※前回21年1月の緊急調査の回答施設は168施設とほぼ同数であり，必要に応じて21年調査と比較して報告した。

集計方法 調査設問における空欄等は，不明として集計しないで処理した。従って，集計表において不明数を表示していない場合は，合計数が基礎総数と一致しない。また，比率の表示は小数第2位以下を切り捨てて表記している。

はじめに

平成24年4月1日、改正児童福祉法が施行された。知的障害児施設においては児童福祉法の制定時の施設類型の改変や、昭和42年以来の満20歳以上の在所期間延長の廃止が盛り込まれるなど、児童福祉法制定以来の大改革といえる。激変緩和の経過措置等により現状維持が図られたことで、大きな混乱はないと推察していたが、実際には一時的としても支援現場ではさまざまな混乱がみられたことから、緊急調査を実施し、法改正施行の状況について課題等を検証することとした。

今回の改正は、平成20年の「障害児支援の見直しに関する検討会」の報告を基本としたもので、通所支援の実施主体は都道府県から市町村に移管、障害種別ごとの施設から一元化となった。更に、児童デイサービスが障害者自立支援法から児童福祉法の通所支援に、新規に障害児相談支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等が児童福祉法に位置づけられた。通所系支援はこれまでの早期発見、早期療育体制、発達の気になる段階からの対応を反映して支援体制が一步前進したといえよう。

障害児入所施設の将来像は、在所期間延長の廃止により満20歳までの児童を対象とした経営・運営とすることが基本となる。当面は平成30年までの6年間のうちに在所延長している満20歳以上の入所者の在籍数をゼロとする対策の実行が課題となる。今回の法改正においては、「現に存する入所者が無理に移行（退所）させられることがないように、障害福祉サービスの指定を受ける必要がある」として、特例措置を設け、児童施設に障害者支援施設の指定を付与することで対応した。

しかしながら、障害児施設から障害者支援施設への移行促進の対策は何ら触れられていないこともあり、移行（退所）させることができないままに年を経て、満20歳以上の在籍者が増加する恐れもあり、増加に歯止めをかけられない状況も推察される。従って、施設単独の判断で今後の方向性（①児童施設として維持、②成人施設の併設、③成人施設への転換）を選択した場合には、身近な地域から障害児入所施設が減少し、障害児の療育の拠点が大幅に減少することも考えられる。都道府県、障害福祉圏域等における障害児入所施設の定員数や施設数の再計画化を進め、障害児の社会的養護に対する支援体制の整備が求められる。

児童福祉法改正施行時の混乱を乗り越え、今後の障害児支援体制の確立のため、施設現場として課題解決への努力を惜しまないことが求められている。

平成24年10月1日

財団法人 日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会長 田中 齋

1. 施設の現状

(1) 基本事項 定員・在籍数・在籍率（平成24年4月1日現在）【表1】

定員は7,214人、在籍数6,030人、在籍率83.5%であった。前回調査時（平成21年1月実施調査）の在籍率88.0%に比べると4.5ポイント減少している。

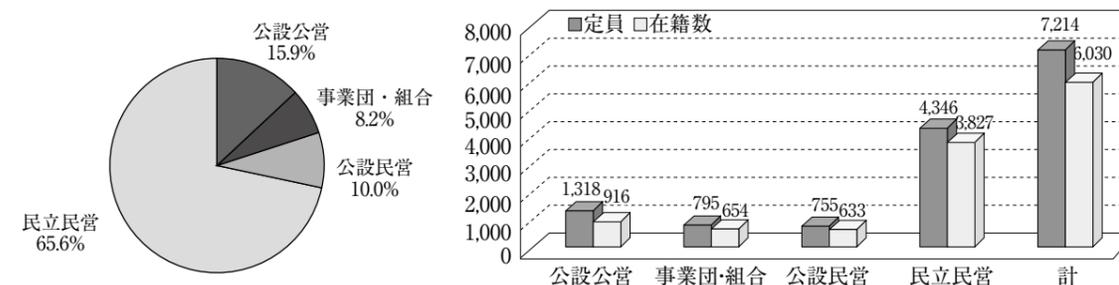
※今回の調査基準日は4月1日としている。一般的に児童施設では3月末の卒業等により退所が多く、4月は在籍数が年間通じて一番少ない月であり、そのことが在籍率の低下に関係していると推察される。

満18歳以上の在所延長者数は1,765人、在所延長率29.3%であった。

在所延長率は29.3%で、21年調査の38.4%と比較すると、9.1ポイント減少し、法改正に向けて退所が促進したことも要因として考えられるが、本会の調査としては一番低くなっている。

設置主体別でみると事業団・事務組合が40.5%と一番高く、民立民営は30.7%、逆に低いのが公設公営で16.5%である。

措置率は、全体で42.8%、満18歳未満の在籍児童では56.4%と、21年調査より1.6ポイント高くなっている。



【表1】基本事項一覧

設置主体	施設数	定員	在籍数	在籍率	延長児率	措置数	措置率	18歳未満措置率
公設公営	27	1,318	916	69.5	16.5	413	45.0	51.63
事業団・組合	14	795	654	82.2	40.5	216	33.0	51.67
公設民営	17	755	633	83.8	27.6	248	39.1	49.56
民立民営	111	4,346	3,827	88.0	30.7	1,707	44.6	59.71
計	169	7,214	6,030	83.5	29.3	2,584	42.8	56.44
21年1月15日	168	7,585	6,675	88.0	38.4	2,706	40.54	54.83

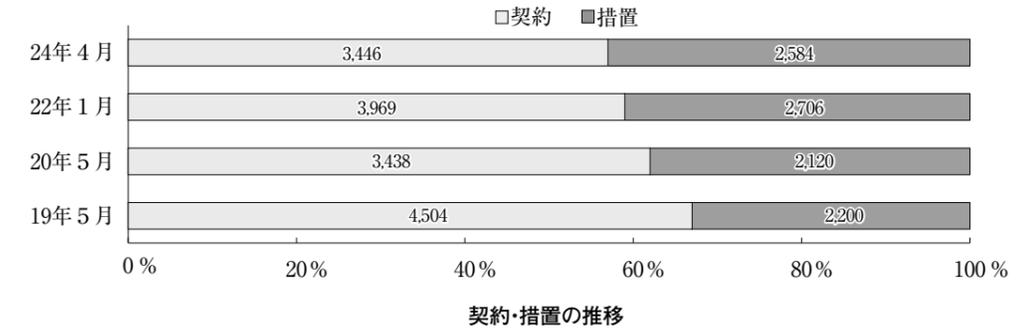
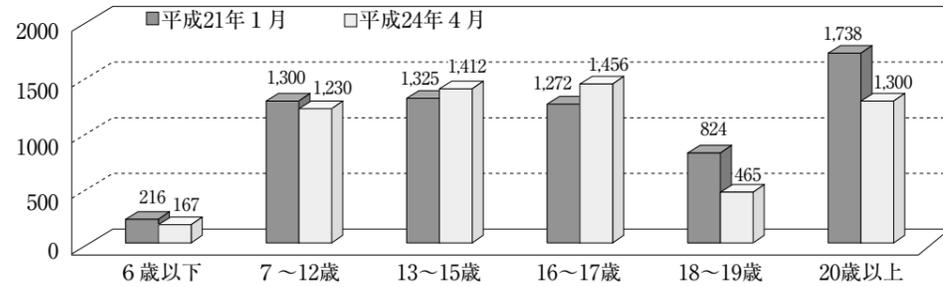
※ 延長児率は、満18歳以上の在所延長児童数の比率

(2) 在籍児童の状況

年齢別在籍数は、満18歳未満は4,265人（70.7%）、満18歳～20歳未満が465人（7.7%）、満20歳以上が1,300人（21.5%）で、在所延長対象児童は1,765人（29.3%）であった。

法改正による在所延長規定の廃止を受けて、該当児童の退所等が進んだのか、21年調査の満18歳以上の在所延長率38.4%に比して、今回が29.3%と9.1ポイント減少している。

内訳は、18歳～20歳未満が7.7%で4.6ポイント、満20歳以上が21.5%で4.5ポイント減少し、在所延長児童が減少している。



(3) 措置・契約の適用状況【表2】

在籍数6,030人のうち、措置は2,584人（措置率42.8%）、18歳未満の措置児童は2,407人（措置率56.4%）であった。

満18歳～20歳未満は465人が在籍しているが、措置は158人（措置率33.9%）であった。

満20歳以上は1,300人のうち措置が19人と1.4%に止まる。法改正施行前の3月31日においては、1,319人の在籍のうち、措置が135人在籍していた。4月1日から市町村に事務が移管され、障害者自立支援法の自立支援給付により経過的施設入所支援（経過的生活介護）として支給決定される。4月1日時点で満20歳以上は1,300人在籍していることから、満20歳以上が19人退所したことになる。やむを得ない措置となったのは、19人（在籍数19人、別の設間では17人）に止まり、おおよそ86%は契約に移行したことになる。

満18歳未満の児童の措置率は、契約制度が導入された平成18年10月には39.4%であったが、年々増加し、今回は56.4%と5年間で17.0ポイントアップしている。

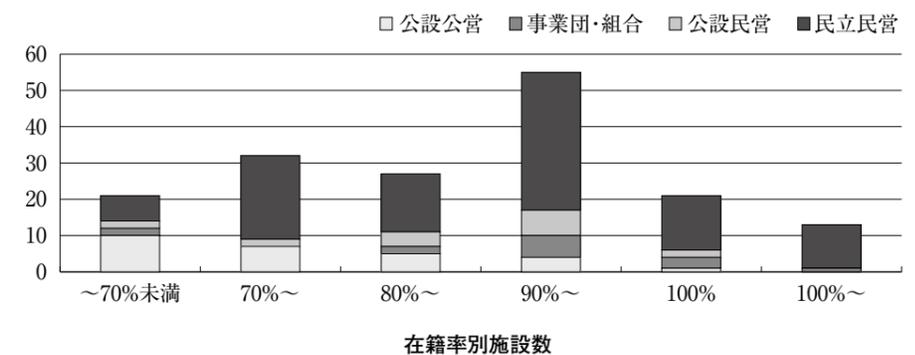
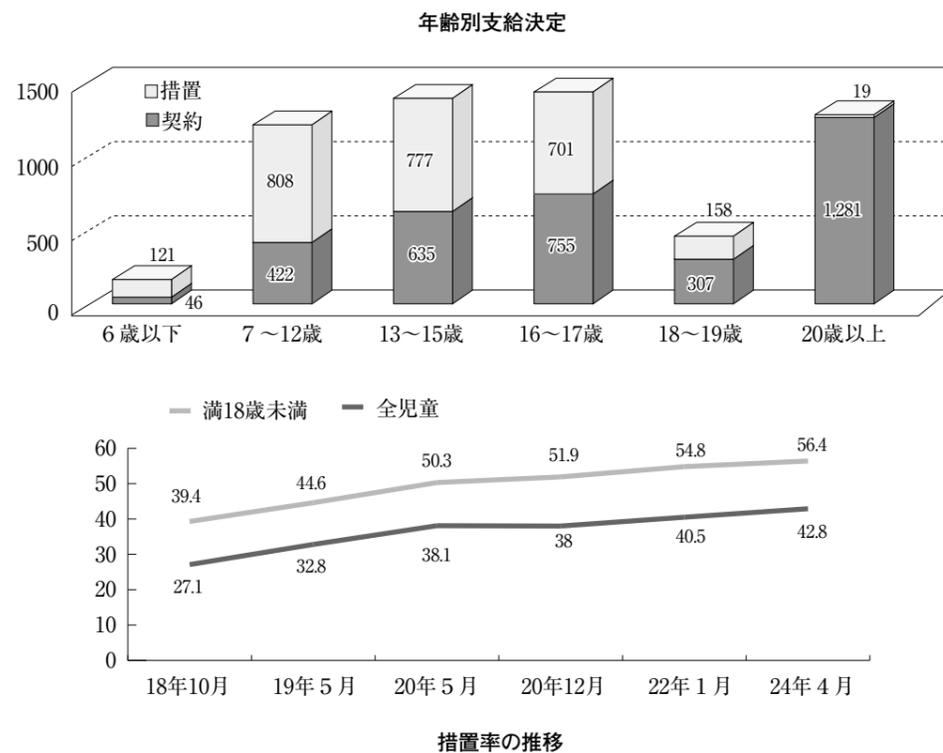
【表2】年齢別在籍数、契約・措置の状況

24年4月1日		6歳以下	7～12歳	13～15歳	16～17歳	18～19歳	20歳以上	計
在籍数		167	1,230	1,412	1,456	465	1,300	6,030
%		2.7	20.3	23.4	24.1	7.7	21.5	100
		4,265 (70.7%)				1,765 (29.3%)		
内訳	契約	46	422	635	755	307	1,281	3,446
		1,858				1,588		57.1%
	措置	121	808	777	701	158	19	2,584
	措置率	72.4	65.6	55.0	48.1	33.9	1.4	42.8%
		2,407 (56.4%)				177 (10.0%)		

(4) 在籍率の状況【表3】

在籍率別の状況は、従来の暫定定員の設定にかかる開差是正措置の基準であった90%を超えているのは、89施設（52.6%）。うち100%以上は、34施設（20.1%）に止まっている。

在籍率が80～90%未満が27施設、80%未満が53施設（31.3%）と、今後児童施設として、定員改定等の検討が必要となる。また、措置費が現員現給、給付費が日額制においては、在籍率が施設の運営財政基盤に深刻な影響をもたらすため、常に満床としていないと職員の確保等が困難となる。



【表3】在籍率別の施設の状況

在籍率	～70%未満	～80%未満	～90%未満	～100%未満	100%	100%超	計
施設数	21	32	27	55	21	13	169
%	12.4	18.9	15.9	32.5	12.4	7.6	100
公設公営	10	7	5	4	1		27
事業団・組合	2		2	6	3	1	14
公設民営	2	2	4	7	2		17
民立民営	7	23	16	38	15	12	111
21年1月	19 (11.3%)	14 (8.3%)	26 (15.5%)	46 (27.5%)	40 (23.9%)	22 (13.1%)	168

(5) 在所延長の状況【表4】

満18歳の児童福祉法の法定年齢を超えた場合、在所延長規定第31条等の適用を受ける児童は『過齡児』の名称で説明しており、過齡児は『在所延長した満18歳以上の者』を指してきた。今回、満18歳を超える在所延長は1,765人、在所延長率は29.3%、前回は38.4%で9.1ポイント減少している。地域別の状況は、後掲した別表の一覧で示しているが、施設所在県別でみると、延長率が50%を超えるのが8県ある。但し、回答施設が県で1施設等もあるので都道府県全体の状況を示している訳ではないが自治体によってバラツキがあるのは、児童施設の立場からみると、加齡児を成人施設へ移行させることが困難なこと等により、施設そのものを障害者支援施設に転換することを予定している等様々な要因が重なっていると思われる。

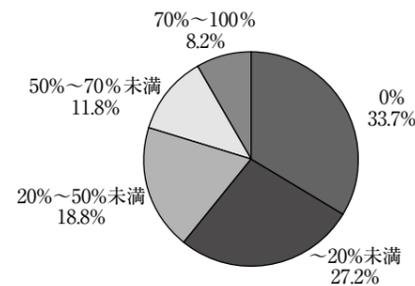
今回の児童福祉法改正により満20歳以上の在所延長規定が廃止となったが、4月1日の改正施行時の満20歳以上は1,300人（在籍数の21.5%、前回26.0%）と4.5ポイント減少している。

満20歳以上の在籍率別で集計した施設の状況は、50%を超えるのが34施設（20.1%）、前回23.2%で3.1ポイント減少している。うち、70%以上13施設、100%は1施設と、今後、児・者併設型施設や成人施設等への転換が見込まれる。

一方、満20歳以上が在籍していない施設は、57施設（33.7%）と前回の33施設（19.7%）よりも大幅に増加している。10%未満が23施設（13.6%、前回15.5%）、20%未満が23施設と児童中心の施設が103施設（60.9%）と前回84施設（50.2%）と比較すると10.7ポイントほど増加している。

在所延長対策として障害者福祉サービスに移行する等の取り組みの反映といえよう。

しかし、今回の法改正により、今後、満20歳以上の入所者は、満20歳の誕生日で児童施設を退所することになり、経過措置として6年間は特例的に障害者支援施設の指定により在籍することが可能となっていることから、今後6年間の推移が注目される。



満20歳以上の在籍率別の状況

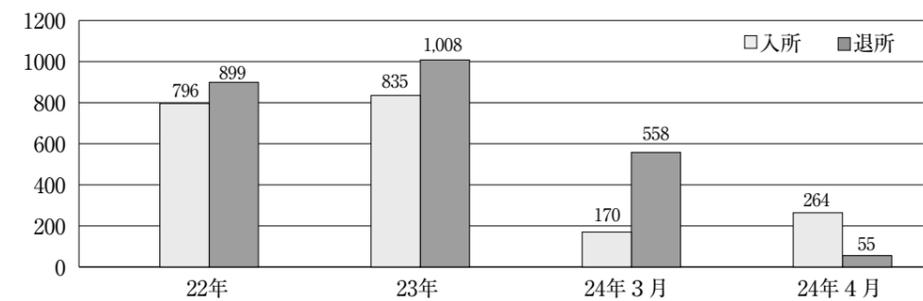
【表4】満20歳以上の在籍率の状況

在籍率	0%	～10%未満	～20%未満	～30%未満	～40%未満	～50%未満	～70%未満	70%以上	100%
施設数	57	23	23	15	12	5	20	13	1
%	33.7	13.6	13.6	8.8	7.1	2.9	11.8	7.6	0.5
公設公営	15	3	6					3	
事業団・組合	3	2		3		2	3	1	
公設民営	6	3	2	1	2	1	1	1	
民立民営	33	15	15	11	10	2	16	8	1
21年1月	33	26	25	23	9	12	16	21	2
20年12月	33	37	26	24	13	15	15	18	1
19年5月	31	33	25	24	12	13	17	19	3

2. 新規入所・退所の状況【表5】

入所・退所の状況は、平成22年度は入所796人、退所899人で在籍数103人減少、平成23年度は入所835人、退所1,008人で在籍数173人減少している。2ヵ年で276人在籍数が減少したことになる。

児童福祉法改正の24年4月1日の前後の状況をみると平成24年3月は入所が170人、退所が558人と在籍数388人が減少した。4月は、入所264人、退所55人、4月末では在籍数が209人増加したが、3月末からの推移では、4月末において179人減の状態スタートしている。



【表5】入所・退所の状況

		22年度		23年度		23年度の内24年3月		24年4月	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
入所数	措置	431	54.1%	437	52.3%	113	66.4%	91	34.4%
	契約	365	45.9%	398	47.7%	57	33.5%	173	65.5%
	計	796	100%	835	100%	170	100%	264	100%
退所数	措置	359	39.9%	424	42.0%	239	42.8%	18	32.7%
	契約	540	60.0%	584	58.0%	319	57.1%	37	67.2%
	計	899	100%	1,008	100%	558	100%	55	100%
在籍数増減		△103		△173		△388		209	

3. 延長規定（満20歳以上）廃止に関する状況

今回の法改正においても満18歳から20歳までの延長規定は、継続されている。

○ 措置で入所している場合

法第31条の継続により規定しているが、条文は二重線が削除され、下線に変更されている。

「法第31条② 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により里親に委託され、又は児童養護施設、知的障害児施設（国の設置する知的障害児施設を除く。）、~~盲ろうあ児施設~~、障害児入所施設（第24条第1号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、情緒障害短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、~~同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで~~、引き続き同号 引き続き同項第三号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。」

○ 契約で入所している場合

法24条の24により以下のとおり規定している。

「法24条の24 都道府県は、第24条の2第1項・・・略・・・厚生労働省令に定める指定障害児入所施設等に入所等した障害児（以下この項において「入所者」という。）について、引き続き指定障害児入所施設支援を受けなければその福祉を損なわれるおそれがあると認めるときは、当該入所者が満18歳に達した後においても、当該入所者の申請により、当該入所者が満20歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き第50条第6号の4に規定する障害児入所給付費等（次項において「障害児入所給付費」という。）を支給することができる。ただし、・・・略・・・。」

今回、40年ぶりに満20歳以上の延長規定が廃止されたが、廃止された条項は、以下の通りである。

○ 措置の場合 「法63条の2」

「都道府県は、第31条第2項の規定にかかわらず、当分の間、第27条第1項第3号の規定により知的障害児施設（国の設置する知的障害児施設を除く。）に入所した児童であつてその障害の程度が重度であるものについて、引き続き入所させておかなければその者の福祉が損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達した後においても、引き続きその者をその施設に在所させる措置を採ることができる。」

※ ②項で肢体不自由児施設に関する同様な規定 ③④も廃止

○ 契約の場合 「法63条の3の2」

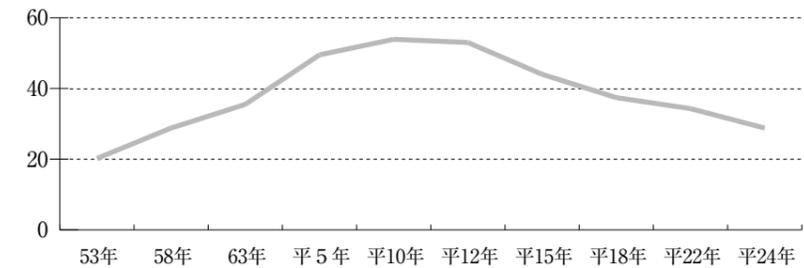
「都道府県は、第24条の2第1項、第24条の6第1項、第24条の7第1項又は第24条の20第1項の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等に入所等した障害児（以下この項において「入所者」という。）について引き続き指定施設支援を受けなければその福祉が損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者が満18歳に達した後においても、当該入所者からの申請により、当該入所者が社会生活に順応することができるようになるまで、厚生労働省令で

定めるところにより、引き続き障害児施設給付費等を支給する事ができる。ただし、当該入所者が障害者自立支援法第5条第5項に規定する療養介護（以下「療養介護」という。）その他の支援を受けることができる場合は、この限りではない。」

⇒ 契約利用に伴う延長規定は、63条3の2において満18歳からとしていたが、廃止したことから措置の31条との整合性からか第24条の24を設けて、福祉が損なわれる場合に満18歳から20歳までの延長規定を設けた。

福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設は、今回の改正により児童福祉法で対応する範囲はすべて満20歳に達するまでの児・者となった。従って、現在の障害児入所施設に在籍する満20歳以上の者と現に在籍する児童が満20歳に達した場合の特例的な経過措置を設け、6年間は在籍し続けられる措置を講じた。

これまで、知的障害児施設においては、在所延長規定により延長する児童が増加し、下図の通り平成10年においては満20歳以上の者が全在籍児童の50%を超える状況に至った。その対策として、成人施設への転換が進み身近な地域から児童施設がなくなることを防ぐべく、児童施設の一部を残し、成人施設と併設することが柔軟にできるよう要望し、平成11年に発出された児童施設に成人施設を併設する通知による『児・者併設型施設』と、全面的に成人施設へ転換するという2つの選択肢のなかで対応してきた。



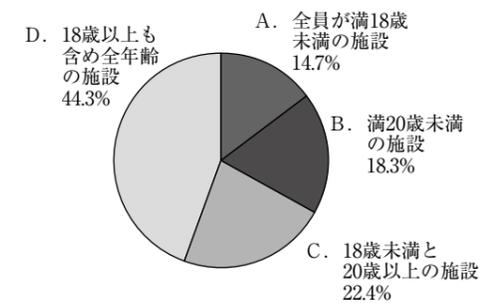
在所延長率の推移

(1) 在所延長の対応状況【表6】

在所延長規定の適用状況は、全員が満18歳以下の施設が25施設14.7%に止まり、31条等により満20歳未満までの児童が在籍する施設は、31施設18.3%と満20歳以上の在所延長者がいない施設は56施設（32.9%）に止まっている。

満20歳以上の在籍者がいる施設（CとD）は、113施設66.7%となり、法改正時において経過措置として障害者支援施設の指定がなされることとなっている。

障害児入所施設が満18歳（学校高等部卒業）までの児童だけの施設としての施設機能を考える前提として、如何に満18歳で障害者支援施設等の障害福祉サービスへの移行を円滑化するかが課題となる。



【表6】在所延長等の適用状況

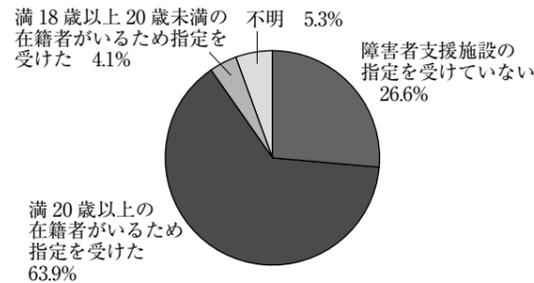
在所延長の在籍状況	平成24年4月1日	施設数	%
A	在籍者が全員満18歳未満の施設	25	14.7
B	在籍者が満20歳未満の児童の施設	31	18.3
C	在籍者が18歳未満と20歳以上が在籍している施設	38	22.4
D	在籍者が18歳以上・20歳以上も在籍している施設	75	44.3

(2) 障害者支援施設の指定【表7】

障害者支援施設の指定を受けていないと回答したのは45施設（26.6%）に止まる。

障害者支援施設の指定を受けたのは115施設（68.0%）、20歳以上がいない施設においても18歳以上の児童がいることで7施設が指定を受けている。

障害者支援施設の指定に際しては、都道府県から多数の書類の提出を求められた施設と、申請書1枚の提出で済んだ施設とがあり、都道府県の対応の違いが明白であった。都道府県の違いを反映してか、多くの施設では4月以降の施設給付費の請求等に混乱を招いたと回答している。この原因が何であるのかの検証が必要である。



今回は法改正に伴い、障害者支援施設として名目的に給付費を位置づけるためであり、特例的な経過措置としての職権による指定で済むことである。しかも障害程度区分の判定を省略できる等特例的な枠組みを設けていることから、申請事務についても省略できる筈であり簡略化を要望してきたが、結果から見ると自治体間格差は埋まらなかった。

【表7】障害者支援施設指定等の状況

障害者支援施設の指定の状況	平成24年4月1日の状況	施設数	%
満20歳以上の在籍者がいないため障害者支援施設の指定を受けていない		45	26.6
満20歳以上の在籍者がいるため障害者支援施設の指定を受けた		108	63.9
満18歳以上20歳未満の在籍者がいるため障害者支援施設の指定を受けた		7	4.1
指定申請 107施設	<input type="checkbox"/> 申請書1枚程度を提出した	28	26.1
	<input type="checkbox"/> 新規の指定申請のように書類を多数提出した	77	71.9
	<input type="checkbox"/> 特に提出しないで指定を受けた	2	1.8

(3) 満20歳以上の在籍者への対応【表8（8-1, 8-2）】

法改正の施行の平成24年4月1日に向けて、満20歳以上の在籍者は、満18歳の前日に居住地の管轄する市町村が実施機関として都道府県から市町村に移管され、児童福祉法の対象から障害者自立支援法の移管が自動的に行われた。その移管に関しては、混乱なく進むよう事前に国と意見交換を進めてきており、実施主体の移行に関する事務連絡も24年1月11日に発出され、それにしたがって対応してきたが、実際にはどのような状況であったのか調査した。

3月末まで措置で在籍していた135人が、市町村への実施主体の移行により4月には17人（在籍数では19人）がいわゆる「やむを得ない措置」になり、他は契約に移行した。児童相談所から措置解除通知書が送付されたのは、約1ヶ月半後の調査時点においても81人（3月末の60.0%）である。18年10月の契約制度の適用に伴う措置解除通知が出されたり、出されなかったりと、対応がまちまちであったことから同様な状況が見られた。

「やむを得ない措置」となったケースは、保護者がいない・不在等で手続きが出来ないこと等によると推察される。この場合、利用者負担費用や医療費の支払い等の問題から生活保護で対応したものが5人であった。障害年金の申請の問題等もあり、年金が支給されるまでの間の経済的生活保障が必要となる。

契約に移行した者1,300人のうちの約1割（127人9.7%）が4月実績の給付費請求段階においても受給者証の交付がされていない実態がある。

後の調査項目にあるが、5月に入り4月実績の給付費の請求において多くの施設がスムーズに事務が進まない状況が報告された。この事務移管に関して障害児施設における経過的扱いに関して市町村が周知していないことや受給者証の記載の誤りが多く、各県の国保連合会に請求してエラーが続出して請求を断念したとの報告が多くの施設から見られた。

【表8-1】満20歳以上の在所延長者の状況

満20歳以上の在籍の状況	平成24年3月31日現在		
在籍する施設数	114 (67.4%)	該当数	1,319人
		うち措置	135人
		在籍なし	55施設

【表8-2】移行に伴う状況

満20歳以上の在籍者に対する対応	該当	平成24年4月1日	人数	%
市町村から施設に協議があり、受給者証が送付された	1,300人		961	73.9
市町村から施設に協議があり、受給者証が送付されていない			127	9.7
市町村と協議の上「やむを得ない措置」となった事例			17	1.3
			5	-
			6	-
児童相談所から措置解除通知書が送付された。			81	60.0

(4) 満18歳から20歳未満の在籍者の対応【表9（9-1, 9-2）】

法第31条及び法第24条の24による在所延長対象となる満18歳から満20歳未満の在籍者に対する都道府県の対応は、表9-1, 9-2の通りである。

該当児童数465人のうち都道府県が児童福祉法の対象として対応したのが215人（46.2%）、市町村に移管して障害者自立支援法の対象としたのが235人（50.5%）、不明（退所等）15人である。都道府県が市町村に実施主体の移行をしたのが50.5%と約2分の1であるが、その理由、根拠を明らかにしないと今後の対応に影響が出る。

満18歳から20歳未満の対象児童への対応については、障害児入所施設で満20歳以上の者がおらず障害者支援施設の指定を受けていなければ、自動的に都道府県が継続することになる。障害者支援施設の指定を受けている施設が115施設あり、実施主体の市町村への移行と継続が混在しているため、その判断

基準等のガイドラインが必要である。実施主体の移管は、ケースワーク・ソーシャルワークに関する重要な引継ぎであり、受給者証の支給決定を事務的にするだけではないことから、どのようにケース移管がされたのか吟味する必要がある。

この年齢区分の措置児童に対する対応は、3月末の措置児童は182人、4月が158人在籍しているが、措置が継続されたとの回答は151人で7人が不明、また、措置児童数は4月1日には24人減少している。このなかには不明な回答もあり確定できないが、措置から契約に変更・退所した事例があると推測できる。事務移管により措置解除となったケースに措置解除通知を送付することなく、児童相談所としてのやるべき仕事が果たされないケースがあった。

満18歳から20歳未満への対応が都道府県で異なるのは平成18年と同様の状況である。少なくとも6年後には満20歳以上がゼロとなり、経過措置の障害者支援施設の指定がなくなるため、満20歳までは児童福祉法の対象として一元化することが基本となるべきである。従って、今回、敢えて障害者自立支援法の対象とする必要がないと思われ、児童相談所の対応に疑義がある。

【表9-1】 満18歳～20歳未満の在籍の状況

満18歳～20歳未満の在籍の状況		平成24年3月31日現在		
在籍する施設数	127	該当数	465人	うち措置 182人 在籍なし 38施設

【表9-2】 4月以降の対応について

対応について		平成24年4月1日現在		施設数	該当数
児童福祉法で継続して対応	措置児童は、児童相談所が継続して措置で対応した		74		151
	契約児童は、継続して児童相談所で対応した		33		64
障害者自立支援法に移管	措置児童は、実施機関が市町村に移管して「やむを得ない措置」で対応		2		2
	契約児童は、実施機関が市町村に移管して障害者の受給者証が送付された		79		233

(5) 法改正施行に向けた準備対応の状況【表10】

今回の法改正施行に関する事項の説明は、施設指導管理する都道府県の所管課から行われるが、説明が十分でなかったとの意見があった。

個々の児童への対応で、実施機関である児童相談所からの事前の説明・協議があったのは、44施設(26.0%)に止まり、58施設が自ら連絡をして対応したとの状況が見られた。

今回の都道府県から市町村へのケース移管は、都道府県・児童相談所からの説明が不足して、市町村の担当者が適正な理解ができない中であったためか、受給者証の発行や体制加算等に不備があり、給付費の請求段階において混乱が明確になった。この件については自由記述欄において意見表明が多く見られた。

【表10】 準備の対応について

対応について		(施設数)			
		はい		いいえ	
児童相談所から3月末までに事前に協議があり対応を決めた		44	26.0%	65	38.4%
施設側から児童相談所に連絡して対応が決定した		58	34.3%	50	29.5%

4. 平成24年4月給付費等の請求の状況【表11】

法改正施行に関する準備が遅れていることについて、

- 国の通知等の確定が3月30日で、都道府県に問い合わせても「国から示されていない」との回答が多く準備が間に合わなかった。
- 4月分の請求については、5月15日までの作業状況では、変更のある満18歳以上の該当者の請求に関して請求を見合わせ・断念した施設があった。
- 新規の体制加算等の届出は、スムーズにできたと回答したのは69施設(40.8%)に過ぎないことから、法改正施行に伴う変更等については、様々な点で混乱したとの回答が多かった。
- 措置費に関しては、5月段階においても国から示されていないとの回答が自治体からあった。8月に入り措置費の要綱が示された。小規模グループケア加算については、当初、給付費の説明段階では「1施設2単位まで、1単位8名まで」と設定されていたが、当協会等の要望が認められたのか、制限が外されていた。

今回の調査結果が示す実態は、法改正施行が施設や利用者にとって極めてルーズな対応に止まったとの評価になる。

【表11】 24年4月の給付費の請求等について

(施設数)

※4月請求の際、送信してエラーになった場合も含む	はい		いいえ	
(1)新たな体制加算等の変更申請はスムーズにできた	69	40.8%	90	53.2%
(2)障害児入所施設の4月の請求はスムーズに送信できた	68	40.2%	87	51.4%
(3)満18歳から20歳未満の4月請求はスムーズに送信できた	34	20.1%	88	52.0%
(4)満20歳以上の障害者支援施設の請求はスムーズに送信できた	26	15.3%	83	49.1%
小規模グループケア加算を申請したか	11	6.5%	146	86.3%

5. 今後の障害児入所施設の方向性について【表12】

満18歳以上の者が児童施設に在所延長している背景には、障害者支援施設等に欠員がないため入所待機している場合や本人の状況から入所を断られた等、障害者福祉サービス側の基盤整備の不足等があり、従って、今回の法改正では、経過措置により延長規定が廃止されたという理由のみですぐ施設から出すような事態を避けることを優先した対応になっている。そのため児童施設から障害者福祉サービスへの移行が、なかなか進まないなどの状況にある。従って、障害者福祉サービスへの移行を促進する対策が講じられないと新たな障害児の受け入れが困難となり、結果として地域における障害児支援の体制が崩壊する恐れがあるのではないかと危惧している。

障害児入所施設は、満20歳以上の在所延長規定の廃止に伴い、今後の方向性を決めることを求められている。今回の調査では、約半数の85施設(50.2%)が児童施設として維持すると回答している。しかし、満20歳以上の者が在籍している108施設(63.9%)が障害者支援施設の指定を受けていることから、障

害者支援施設への移行が促進されないと児童施設として維持することが困難となる。また、先に触れた課題等から39施設（23.0%）が判断を保留している。

障害者支援施設を併設するとしたのは37施設（21.8%）、障害者支援施設に転換するが5施設（2.9%）であった。これらを選択したことが都道府県で円滑に実現することが望まれる。

当面の今後の課題として以下の点が挙げられる。

- 4月時点で満20歳以上の対象者がいないことで、障害者支援施設の指定を受けていない施設においても、在籍者が満20歳の誕生日まで在籍すれば障害者支援施設としての指定を受けることとなる。その場合、この4月時点の混乱等を教訓として、早期に対策を立てる必要がある。
- また、平成18年10月の契約制度導入に伴い指定知的障害児施設が位置づけられ5年経過しているため施設指定の更新が24年10月となっていることから、この更新に向けて混乱がないように課題の整理が必要である。
- 満20歳以上の延長規定が廃止になったため、今後は児童福祉法に基づく支援は満20歳の誕生日までに障害者福祉サービスへの円滑な移行がない限り、延長規定が必要とされた時代の悲劇が生じないように早期に対策を講じる必要がある。
- 今回の法改正により満20歳以上の在所延長規定が廃止されたことから、障害児入所施設は通過型施設の類型となる。通過型施設は、定員による運営費支弁の時代においては在籍数の変動にある程度対応ができたが、措置費現員現給、給付費日額制においては入所、退所の変動が運営費の増減に反映され、柔軟に対処しないと施設経営は極めて厳しく、ハイリスクを負うことになるのは明白である。
- しかし、障害児入所施設は、子どもの為の子どもの施設としての子どもの発達を保障する養育機能や、地域の子どもと親を支える療育専門機能を再構築する絶好の機会として自らの施設改革に着手することが問われている。

今後の障害児入所施設は、都道府県における障害福祉計画のなかでそれぞれの圏域において社会的養護や治療的入所がどの程度の基盤整備が必要なのか明示することであり、その際、子どもの施設のあり方から施設の定員規模や生活支援の小規模化の前提要件を明確にすることが必要である。そして6年後の障害児入所施設の自らの方向を選択し、子どもの施設として抜本的な構造改革を推進していくことが必要である。

【表12】 今後の方向性について

	施設数	%
(1)児童施設のみで運営	85	50.2
(2)成人施設を併設	37	21.8
(3)成人施設に転換	5	2.9
(4)未定	39	23.0

6. 新事業等の実施状況【表13】

今回の法改正により通所支援の放課後等デイサービス事業が法定事業として正式に位置づけられた。学齢期を主体とする専門療育機関である障害児入所施設では、39施設（23.0%）の実施で3割にも達していない状況にある。

就学前の通園・療育の実施は、センター・事業を含めて33施設（19.4%）である。

保育所等訪問支援事業は、僅か7施設に止まっている。学齢期においては、学童クラブや学校と連携して障害児を支援するために活用できる事業でもあることから実施することが望まれる。

障害児相談支援事業の実施は、44施設（26.0%）に止まっている。障害児の相談支援には、障害児の短期入所事業が障害者自立支援法のため、それに基づく指定特定相談、指定一般相談の事業所申請して指定を受けてトータルなサービス利用計画に対応する必要がある。その実施状況は、障害児相談支援事業と指定特定相談をセットで実施している事業所が大半だが、指定一般相談は34施設と10施設ほど少なくなっている。

障害児入所施設が地域の療育資源としての障害児支援の拠点として多機能的に事業を実施しているのは25%と4分の1に止まり、他は入所支援機能に限定した運営を志向している状況にある。

障害児入所施設は、入所児童の年齢構成が就学前1割、学齢期6割、青年期3割というイメージで、対象とするライフステージは幼児期から学齢児童が主体の専門性を有する地域の療育資源である。今後、障害児入所施設は、在所延長規定の廃止に伴い障害児の療育専門施設として再構築することになるが、これまでの経過からみると障害児入所施設の地域立地等必要な施設数、定員数の維持、地域配置が課題となる。

通所支援のセンターは、地域支援事業の義務化を基本として地域特性に応じて地域療育の拠点として準備が進むが、障害児入所施設はその対応が立ち遅れることが予想される。在宅の障害児を支援するにはデイケアとともにナイトケアを含めた支援体制は入所施設の基本的な機能であり、障害児と家族を支援するための多機能事業の展開が地域支援の要である。これらの事業の積極的な実施が望まれる。

【表13】 新規事業等の実施状況

事業	実施数	%	定員
(1)児童発達支援センター	6	3.5	140
(2)児童発達支援事業	27	15.9	256
(3)放課後等デイサービス事業	39	23.0	400
(4)保育所等訪問支援	7	4.1	-
(5)障害児相談支援事業	44	26.0	-
(6)指定特定相談事業（障害児対象）	44	26.0	-
(7)指定一般相談事業（障害児を中心に）	34	20.1	-

□別表 都道府県別一覧（施設認可の都道府県別の状況）

	施設数	定員	在籍数	在籍率	年齢別在籍数			18歳延長率	20歳延長率	成人指定	
					18歳未満	18-19歳	20歳以上				
北海道	10	445	410	92.1	259	14	137	36.8	33.4	7	
東北	青森	6	320	201	62.8	157	14	30	21.9	14.9	4
	岩手	4	160	154	96.3	107	27	20	30.5	13.0	4
北	宮城										
	秋田	5	170	161	94.7	70	15	85	62.1	52.8	5
東	山形	3	90	51	56.7	41	7	3	19.6	5.9	3
	福島	8	320	260	81.3	175	28	57	32.7	21.9	5
関東	茨城	6	200	195	97.5	98	12	85	49.7	43.6	5
	栃木	1	30	29	96.7	5	1	23	82.8	79.3	1
	群馬	3	124	110	88.7	83	4	23	24.5	20.9	2
	埼玉	3	110	101	91.8	68	10	23	32.7	22.8	2
	千葉	7	281	263	93.6	220	22	21	16.3	8.0	4
	東京	6	497	380	76.5	219	33	128	42.4	33.7	5
	神奈川	5	160	145	90.6	138	8	14	15.2	9.7	3
	山梨	1	70	54	77.1	44	2	8	18.5	14.8	1
	長野	1	60	38	63.3	37	1	0	2.6	0	0
	静岡	6	310	231	74.5	218	5	8	5.6	3.5	2
東海	愛知	4	244	211	86.5	198	5	8	6.2	3.8	1
	岐阜	2	90	83	92.2	75	2	6	9.6	7.2	0
北陸	三重	3	120	97	80.8	70	8	19	27.8	19.6	2
	新潟	6	175	114	65.1	49	4	61	57.0	53.5	3
近畿	富山	1	50	26	52.0	26	0	0	0	0	0
	石川・福井	未回答									
中国	滋賀	2	160	135	84.4	123	4	7	8.1	5.2	2
	京都	2	60	48	80.0	22	5	21	54.2	43.8	2
	大阪	4	231	202	87.4	84	24	94	58.4	46.5	4
	兵庫	7	255	233	91.4	144	22	67	38.2	28.8	7
	奈良	3	105	81	77.1	73	7	1	9.9	1.2	1
	和歌山	2	80	75	93.8	50	13	12	33.3	16.0	1
四国	鳥取	4	130	91	70.0	75	4	12	17.6	13.2	2
	島根	1	65	50	76.9	48	2	0	4.2	0	0
	岡山	4	230	182	79.1	152	13	17	16.5	9.3	3
	広島	6	145	124	85.5	77	21	26	37.9	21.0	6
九州	山口	1	20	20	100	3	1	16	85.0	80.0	1
	徳島	2	70	53	75.7	44	7	2	17.0	3.8	2
	香川	2	50	43	86.6	42	1	0	2.3	0	0
	愛媛	2	70	54	90.0	12	3	39	77.8	72.2	2
	高知	2	70	61	87.1	26	14	21	57.4	34.4	2
	福岡	7	360	323	89.7	266	13	44	17.6	13.6	2
	佐賀	2	70	58	82.9	51	3	4	12.1	6.9	2
九州	長崎	3	130	107	82.3	94	8	5	12.1	4.7	1
	熊本	5	220	193	87.7	175	11	7	9.3	3.6	4
	大分	4	172	164	95.3	97	23	44	40.9	26.8	4
	宮崎	3	135	107	79.3	93	8	6	13.1	5.6	1
	鹿児島	7	280	222	79.3	114	19	89	48.6	40.1	7
沖縄	3	90	90	100	66	14	10	26.7	11.1	2	

	施設数	定員	在籍数	措置数	18歳未満措置率	措置率	19年措置率	
北海道	10	445	410	142	52.5	34.6	20.1	
東北	青森	6	320	201	39	22.2	19.4	11.8
	岩手	4	160	154	44	38.3	28.5	11.1
	宮城							20.0
	秋田	5	170	161	21	32.7	13.0	10.6
	山形	3	90	51	16	31.7	31.3	0
	福島	8	320	260	121	57.1	46.5	54.6
関東	茨城	6	200	195	61	60.2	31.2	24.5
	栃木	1	30	29	5	100	17.2	24.4
	群馬	3	124	110	40	45.7	36.3	29.0
	埼玉	3	110	101	32	44.1	31.6	16.7
	千葉	7	281	263	190	80.9	72.2	52.2
	東京	6	497	380	96	38.3	25.2	20.0
	神奈川	5	160	145	113	89.4	77.9	57.7
	山梨	1	70	54	35	79.5	64.8	51.3
	長野	1	60	38	10	27.0	26.3	1.7
	静岡	6	310	231	167	75.6	72.2	58.4
東海	愛知	4	244	211	199	97.9	94.3	85.8
	岐阜	2	90	83	49	64.0	59.0	27.0
	三重	3	120	97	62	78.5	63.9	79.4
北陸	新潟	6	175	114	24	44.9	21.0	11.0
	富山	1	50	26	14	53.8	53.8	25.5
	石川							30.4
近畿	福井							20.5
	滋賀	2	160	135	60	47.5	44.4	33.3
	京都	2	60	48	13	45.4	27.0	14.7
	大阪	4	231	202	79	77.3	39.1	81.0
	兵庫	7	255	233	83	46.5	35.6	27.5
	奈良	3	105	81	41	52.0	50.6	26.3
中国	和歌山	2	80	75	32	54.0	42.6	33.3
	鳥取	4	130	91	47	57.3	51.6	13.0
	島根	1	65	50	15	29.1	30.0	47.7
	岡山	4	230	182	120	78.2	65.9	81.4
	広島	6	145	124	47	49.3	37.9	23.9
四国	山口	1	20	20	1	33.3	5.0	7.9
	徳島	2	70	53	22	45.4	41.5	32.5
	香川	2	50	43	18	42.8	41.8	12.8
	愛媛	2	70	54	5	41.6	9.2	7.7
九州	高知	2	70	61	9	26.9	14.7	6.2
	福岡	7	360	323	175	61.2	54.1	49.3
	佐賀	2	70	58	44	78.4	75.8	73.3
	長崎	3	130	107	26	27.6	24.3	34.3
	熊本	5	220	193	86	48.0	44.5	26.9
	大分	4	172	164	64	62.8	39.0	44.8
	宮崎	3	135	107	50	52.6	46.7	11.1
	鹿児島	7	280	222	20	15.7	9.0	2.8
沖縄	3	90	90	50	65.1	55.5	32.3	

おわりに

今回の児童福祉法改正は、障害児関係施設にとって児童福祉法制定以来の大改革であると位置づけてきたが、様々な激変緩和措置により現状を踏襲する形で整えられた。これは、基本的な問題に関して議論をしないまま既成事実だけが積みあがり、本来のあるべき姿が見えなくなる危険性をはらんでいる。今回の緊急調査からも明確になった満18歳から満20歳までの措置延長規定の対象者への対応は、児童福祉法を適用するか、障害者自立支援法（障害者総合支援法）を適用するかについて、都道府県・児童相談所により相違が見られた。この判断においては措置と契約との関係も絡み、マトリックス的な様相を呈し、二者のどちらかの選択においても複雑化している。明確なガイドラインを設け、恣意的な判断、特に都道府県によりバラツキが生じないように対策を講じるべきと考える。更に、児童福祉法から障害者自立支援法へ適用を変更する際には、実施主体が都道府県から市町村に移管されるため、ケースワークを引継ぐこととなるが、今回の状況はサービス利用の支給決定に止まり、障害児支援から障害者支援への橋渡し、シームレスな支援の継続、移行は不十分であった。

今後、障害児入所施設は障害児に特化した施設として満18歳から20歳までの間に退所し、障害者福祉サービスへの移行を円滑に行うシステム作りが課題となる。そして、障害児入所施設において延長規定を必要とした背景、状況に後戻りしてしまうことがないように、一貫した支援体制を確保した障害者支援計画の確立に向けて、障害児・者支援の関係機関等が提携して行動することが必要である。

平成24年度 旧知的障害児施設 緊急実態調査

(財)日本知的障害者福祉協会

本会では児童福祉法改正施行に際し情報提供等に努めてきましたが、最終的には3月30日付で基準等の通知、解釈が示されたため、国の示すべき事項の詳細が不明として円滑な移行準備が進まなかった都道府県もあったかと思えます。つきましては施行にかかる諸課題について調査し、緊急に対策を検討することといたしましたので、お忙しい折に恐縮に存じますがよろしくご協力のほどお願いいたします。なお、本緊急調査の結果等に関しましては、全国施設長会議の第3分科会において経過等を報告したいと考えております。 【お問い合わせ：協会事務局 03-3438-0466 児童緊急調査係】

※以下の設問について に数値の記入、 該当に○又はし印をつけてください。

施設名	都道府県	設置主体	公立直営・事業団組合・公設民営・民立民営
-----	------	------	----------------------

1. 定員・在籍数(平成24年4月1日現在で記入して下さい。)

定員	在籍数	人	～6歳	7～12歳	13～15歳	16～17歳	18～20歳未	20歳以上
		契約	人	人	人	人	人	人
人	措置	人	人	人	人	人	人	人

2. 入・退所の状況 ※右2列は24年3月及び24年4月の1ヶ月の入退所の状況をご記入下さい。

	22年度	23年度	23年度の内24年3月	24年4月
入所数	措置	人	人	人
	契約	人	人	人
退所数	措置	人	人	人
	契約	人	人	人

3. 平成24年4月1日現在の満20歳以上の在籍者に対する状況

(1) 24年3月31日現在で満20歳以上の在籍数とそのうち措置を受けていた人数	満20歳以上	人	うち措置者	人	<input type="checkbox"/> いない
(2) 24年4月1日現在で満20歳以上の在籍者がいるため障害者支援施設の指定を受けた	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			
その場合、 <input type="checkbox"/> 申請書1枚程度を提出した <input type="checkbox"/> 新規の指定申請のように書類を多数提出した <input type="checkbox"/> 特に提出しないで指定を受けた					
(3) 満20歳以上の在籍者について市町村から施設と協議があり受給者証が送付された	<input type="checkbox"/> ある	人	<input type="checkbox"/> ない	人	
(4) 満20歳以上の在籍者で市町村と協議の上「やむを得ない措置」となった事例がありますか	<input type="checkbox"/> ある	人	<input type="checkbox"/> ない	人	
「やむを得ない措置」の場合、健康保険証の交付はどうなりましたか	<input type="checkbox"/> 生保	<input type="checkbox"/> 国保			
(5) 児童相談所から措置解除通知書が送付された。※対象者ごと、4月末時点では送付がない場合は「いいえ」	<input type="checkbox"/> はい	人	<input type="checkbox"/> いいえ	人	

4. 平成24年4月1日現在の満18歳から20歳未満の在籍者に対する状況

(1) 24年3月31日現在で満18歳～20歳未満の在籍数とうち措置を受けていた人数	満18歳以上	人	うち措置者	人	<input type="checkbox"/> いない
(2) 24年4月1日現在で満18歳以上20歳未満の在籍者がいるため障害者支援施設の指定を受けた	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			
その場合、 <input type="checkbox"/> 申請書1枚程度を提出した <input type="checkbox"/> 新規の指定申請のように書類を多数提出した <input type="checkbox"/> 特に提出しないで指定を受けた					
(3) 満18歳～20歳未満の契約児童は、実施機関が市町村に移管して障害者の受給者証が送付された	<input type="checkbox"/> はい	人			
(4) 満18歳～20歳未満の契約児童は、継続して児童相談所対応した	<input type="checkbox"/> はい	人			
(5) 満18歳～20歳未満の措置児童が市町村による「やむを得ない措置」となった事例がありますか	<input type="checkbox"/> ある	人	<input type="checkbox"/> ない	人	
(6) 満18歳～20歳未満の措置児童は、児童相談所で継続して措置で対応した	<input type="checkbox"/> はい	人			
(7) 満18歳～20歳未満の対応は、児童相談所から3月末までに事前に協議があり対応を決めた	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			
(8) 満18歳～20歳未満の対応は、施設側から児童相談所に連絡して対応が決定した	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			

5. 平成24年4月給付費等の請求 ※4月請求の際、送信してエラーになった場合は「いいえ」としてください。

(1) 新たな体制加算等の変更申請はスムーズに出来た	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	4月施行に関してご意見があれば		
小規模グループケア加算を申請したか	<input type="checkbox"/> した	箇所	人	<input type="checkbox"/> いいえ	
(2) 障害児入所施設の4月の請求はスムーズに送信できた	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			
(3) 満18歳から20歳未満の4月請求はスムーズに送信できた	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			
(4) 満20歳以上の障害者支援施設の請求はスムーズに送信できた	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			

6. 今後の対応はどのようにしますか

(1) 児童施設のみで運営 (2) 成人施設を併設 (3) 成人施設に転換 (4) 未定

7. 平成24年4月の新事業等の実施について ※実施事業の番号にチェックし定員のある事業は定員数をご記入下さい。

(1) 児童発達支援センター 定員 名 (2) 児童発達支援事業 定員 名

(3) 放課後等デイサービス事業 定員 名 (4) 保育所等訪問支援

(5) 障害児相談支援事業 (6) 指定特定相談事業 (障害児対象) (7) 指定一般相談事業 (障害児対象)

ご協力ありがとうございました

